

1 募集の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号に規定される包括的支援事業、法第115条の45第1項第1号二に規定される第1号介護予防支援事業、第115条の45第3項に規定する任意事業、地域包括ケアシステムの実現に向けた地域づくりに係る業務、地域ケア会議の実施、一般介護予防事業の一部、法第115条の45第2項第4号から第6号に規定される事業の一部を受託し、町田市地域包括支援センターを運営する事業者を募集するものです。

2 委託概要

(1) 募集を行う地域

下記の区域を担当する地域包括支援センターごとに事業者を募集します。

センター名称	担当区域
堺第1高齢者支援センター	相原町
堺第2高齢者支援センター	小山町・小山ヶ丘・上小山田町
忠生第1高齢者支援センター	下小山田町・忠生・小山田桜台・矢部町・常盤町・根岸町・根岸・函師町
忠生第2高齢者支援センター	山崎町・山崎・木曾町・木曾西・木曾東（都営木曾森野アパートを除く）・本町田の一部（公社住宅町田木曾）
鶴川第1高齢者支援センター	小野路町・野津田町・金井・金井町・金井ヶ丘・大蔵町・薬師台
鶴川第2高齢者支援センター	能ヶ谷・三輪町・三輪緑山・広袴町・広袴・真光寺町・真光寺・鶴川
町田第1高齢者支援センター	原町田（都営金森1丁目アパートを除く）・中町・森野・旭町・木曾東の一部（都営木曾森野アパート）
町田第2高齢者支援センター	本町田（公社住宅町田木曾を除く）・藤の台・南大谷の一部（公社住宅本町田）
町田第3高齢者支援センター	玉川学園・南大谷（公社住宅本町田を除く）・東玉川学園
南第1高齢者支援センター	南町田・鶴間・小川・つくし野・南つくし野
南第2高齢者支援センター	金森・金森東・南成瀬・成瀬が丘・原町田の一部（都営金森1丁目アパート）
南第3高齢者支援センター	成瀬・西成瀬・高ヶ坂・成瀬台

(2) 業務内容

「町田市地域包括支援センター運營業務委託仕様書(案)」に定める業務を実施します。ただし、本仕様書は今後予算の確定状況等により一部変更する場合があります。

なお、本事業の受託事業者は、介護保険法第56条に基づく指定介護予防支援事業所の指定を要します。

(3) 契約期間

2024年度契約確定日から2026年3月31日まで

(業務実施期間：2025年4月1日から2026年3月31日まで)

年度毎に運営状況に関する評価を行い、良好と認められた場合、最大4回まで(計5年間)契約を更新出来るものとします。

(4) センターの配置人数と職種

センターの配置人員については、次のとおりです。

<各センターの配置人員>

センター名	担当区域の高齢者人口(2023. 10. 2時点)	配置人員
堺第1	4,693	6.0
堺第2	6,634	7.0
忠生第1	9,129	9.0
忠生第2	14,674	12.0
鶴川第1	11,705	10.0
鶴川第2	13,197	11.0
町田第1	10,709	10.0
町田第2	6,842	7.0
町田第3	8,629	8.0
南第1	11,198	10.0
南第2	10,181	9.0
南第3	9,760	9.0

※注1 2025年度の配置人員は、2024年10月1日の高齢者人口を基に決定するため、人口の変動により変更になる可能性があります。

※注2 センターに配置する人員の職種については、実施要領第8をご参照下さい。

人員数は、常勤職員を1.0人分として数えます。なお、要領第8第1項に基づき配置する保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種は、常勤専従とします。その他の人員は非常勤職員も可としますが、その場合は、非常勤職員の勤務時間数を常勤職員の勤務時間数で除した数の合計を人員数として換算します。

例) 常勤職員の勤務時間数が週40時間で非常勤職員の勤務時間数が、週20時間の場合、 $20 \div 40 = 0.5$ 人分となります。0.5人分の非常勤職員を2名配置すると1名分の配置人員を満たすこととなります。

※注3 「町田市地域包括支援センター運營業務委託仕様書(案)」別紙1の「1(6)生活支援体制整備事業」「2(2)地域介護予防推業務」を実施するために、本基準に基づく配置人員数のほかに生

活支援コーディネーター1.0人、地域介護予防推進員1.0人の配置が必要です。

※注4 詳細は、町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例、町田市地域包括支援センター運営事業実施要領の規定を参照してください。

(5) 委託料 (予定)

①総価契約分

(単位：円)

センター名	配置人員分	郵送 事務費	拠点確保費	委託料合計
堺第1	34,200,000	100,000	1,140,000	35,440,000
堺第2	39,900,000	100,000	1,140,000	41,140,000
忠生第1	51,300,000	100,000	1,140,000	52,540,000
忠生第2	68,400,000	100,000	1,140,000	69,640,000
鶴川第1	57,000,000	100,000	1,140,000	58,240,000
鶴川第2	62,700,000	100,000	1,140,000	63,940,000
町田第1	57,000,000	100,000	1,140,000	58,240,000
町田第2	39,900,000	100,000	1,140,000	41,140,000
町田第3	45,600,000	100,000	1,140,000	46,840,000
南第1	57,000,000	100,000	1,140,000	58,240,000
南第2	51,300,000	100,000	1,140,000	52,540,000
南第3	51,300,000	100,000	1,140,000	52,540,000

※委託料金額については、2(4)による配置人員数に基づき算定しておりますが、今後予算の確定状況や人口の変動等により変更する場合があります。

②単価契約分 (予定)

「町田市地域包括支援センター運営業務委託仕様書(案)」別紙3に定める事業については実績払いとします。

(6) 事業運営に係る報酬及び費用の取扱い

①委託事業者決定後、契約締結から業務開始までの期間において生じる費用については、上記(5)①の委託料に含まれます。なお、委託料の支払は業務開始(2025年4月)以後になります。また、委託事業者決定にあたり業務の引継ぎが発生する場合は、業務引継ぎのため、決定した事業者と市で、別途、引継ぎ業務委託契約を締結します。

②介護予防支援の実施に際して発生する介護予防サービス計画費(介護保険法第58条に規定)及び介護予防ケアマネジメント費(介護保険法第115条の45に規定)に係る介護報酬は、当該事業者の収入とします。

③介護予防支援の業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託した場合、その委託に係る費用は当該事業者の負担とします。

(7) 契約保証金

契約保証金の納付は免除します。

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術

力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、プロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加できる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者です。

- (1) 町田市内に介護保険サービスを提供する（福祉用具貸与・販売のみは除く）事業所を有する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人であること。
- (2) 介護保険法第115条の2第2項の規定（指定介護予防支援事業所の指定をしてはならない事業所）に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定（一般競争入札に参加させることが出来ない者）に該当しないこと。
- (4) 町田市入札参加資格停止措置要綱に基づく資格停止の措置に該当しないこと。
- (5) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法による更生・再生手続き中でないこと。
- (7) 法人やその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表	2024年4月14日（日）
(2)	資料配付 （ホームページ掲載期間）	2024年4月14日（日） 2024年7月1日（月）午後5時まで
(3)	公募説明会の開催 （参加は任意です）	2024年4月26日（金）午後2時から
(4)	質疑の提出	2024年4月15日（月）午前8時半から 2024年5月8日（水）午後5時まで
(5)	質疑の回答	2024年5月15日（水）
(6)	応募申請書提出（参加意思確認）	2024年5月20日（月）午後5時まで
(7)	参加決定通知送付	2024年5月27日（月）
(8)	提出書類の作成、提出	2024年7月1日（月）午後5時まで ※高齢者支援課へ予め電話予約のうえ、ご来庁願います。郵送不可
(9)	プレゼンテーション通知発送	2024年7月下旬以降
(10)	プレゼンテーション、ヒアリング実施	プレゼンテーション、ヒアリング開催通知にて指定します。
(11)	評価、採点	プレゼンテーション、ヒアリング後
(12)	結果通知、結果公表	2024年9月下旬以降

(13)	契約内容の調整、仕様書の決定	高齢者支援課よりご連絡いたします。
(14)	見積書の提出	高齢者支援課よりご連絡いたします。
(15)	契約書の調印	2024年10月以降

6 プロポーザルの手順

(1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ①町田市地域包括支援センター運営事業者の候補者選定のためのプロポーザル説明書
- ②町田市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（案）
- ③業務委託契約書及び約款
- ④町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例
- ⑤町田市地域包括支援センター事業実施要領
- ⑥町田市地域包括支援センター運営方針
- ⑦応募様式

町田市地域包括支援センター運営事業者応募申請書（様式1）

誓約書（様式2）

法人概要書（様式3）

設置概要書（様式4）

財務状況確認シート(様式5)

事業計画書（様式6-1～5）

管理運営に関する提案書（様式7-1～4）

地域包括支援センター運営事業者募集に関する質問書（様式8）

これらの資料は、町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL ; <http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の皆さんへ > 入札・契約 > プロポーザルによる契約案件の公表 > 公募型プロポーザル

(3) 公募説明会の開催

2024年4月26日（金）午後2時から市役所2階2-1会議室で開催します。当日は、6（2）の資料に沿って、本プロポーザルについて必要な事項を説明いたします。資料の配布はいたしませんので、各自印刷してお持ちください。

参加は必須ではなく任意です。質問については、全て「質問書」での受付となるため、質疑応答の時間は設けません。

(4) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「地域包括支援センター運営事業者募集に関する質問書（様式8）」に記載し、電子メールに添付して「8. 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ5月8日までに送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：【包括プロポーザル質疑】＋参加業者名＋送信年月日

例：【包括プロポーザル質疑】社会福祉法人▲▲▲240501

(社会福祉法人▲▲▲が2024年5月1日に質疑書を送信した場合)

(5) 質疑の回答

提出された質問事項の回答は、全てを取りまとめて、5月15日付けで町田市ホームページに掲載いたします。

(6) 応募申請書提出 (参加意思確認)

このプロポーザルへの参加する事業者は「町田市地域包括支援センター運営事業応募申請書(様式1) 誓約書(様式2)」に明記して、2024年5月20日午後5時までに、いきいき生活部高齢者支援課に郵送又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。期限までに「町田市地域包括支援センター運営事業応募申請書(様式1) 誓約書(様式2)」を提出しないときは、参加の意思がないものとみなします。

(7) 参加決定通知送付

提出された応募申請書及び誓約書を元に、参加決定通知書を電子メールにて送付します。参加決定通知書において【参加者番号】を通知します。

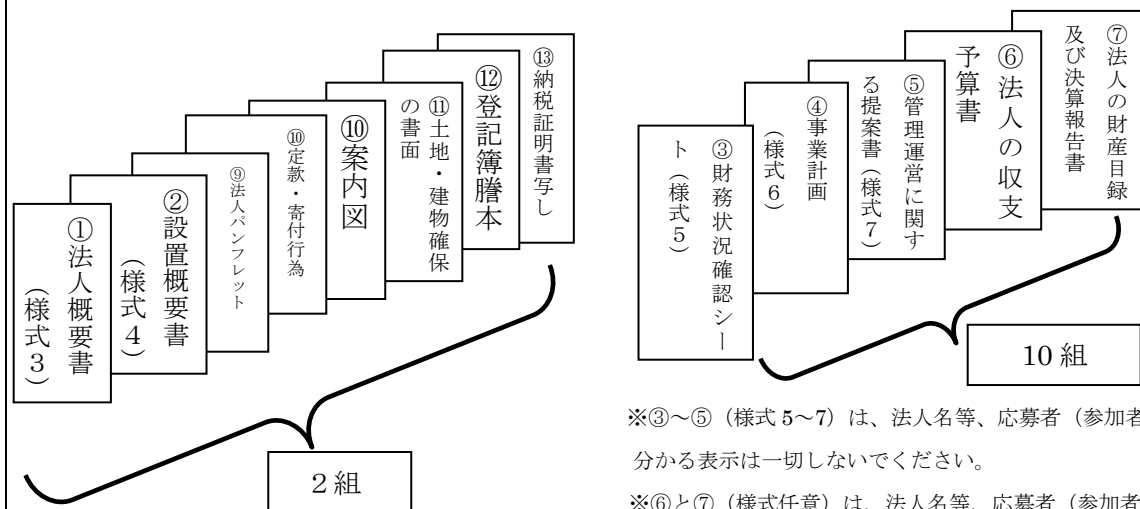
(8) 評価用提出書類の作成、提出

次のとおり提出書類を作成し、2024年7月1日(月)午後5時までに、いきいき生活部高齢者支援課へ予め電話予約の上、持参してください

<p>【提出書類の作成にあたっての注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。・文字サイズは11ポイント以上とします。・文字等の色は黒一色とします。・図表やイラスト等は挿入しないでください。・以下、【提出書類】の③～⑤(様式5～7)には法人名、ロゴマーク等、応募者(参加者)が分かる表示は一切しないでください。<u>また、参加決定通知にて通知された【参加者番号】を必ず記載してください。</u>・以下、【提出書類】の⑥(「法人の収支予算書」)及び⑦(「法人の財産目録及び決算報告書」)については、提出していただく10組のうち8組は、法人名、ロゴマーク等、応募者(参加者)が分かる表示を全て黒塗り等マスキングしたものを提出してください。残る2組については、<u>黒塗り等マスキングのないものを提出してください。</u> <u>また、【参加者番号】を右上余白に必ず記載してください。</u>・様式の枠の大きさについては、変更しないでください。
<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none">① 法人概要書(様式3)② 設置概要書(様式4)③ 財務状況確認シート(様式5)④ 事業計画(様式6-1～5)⑤ 管理運営に関する提案書(様式7-1～4) <p><以下様式自由></p> <ul style="list-style-type: none">⑥ 2024年度の法人の収支予算書⑦ 直近3年分(2021～2023年度)の法人の財産目録及び決算報告書(貸借対照表、収支計算書等)⑧ 法人のパフレット等

- ⑨ 定款、寄附行為、規則等
 - ⑩ 支援センター・あんしん相談室開設地の案内図（住宅地図等）
 - ⑪ 支援センター・あんしん相談室開設地の不動産登記簿謄本の写し、賃貸借契約書の写し、又は、土地、建物が確実に確保されることを証する書面（確約書、仮契約書等）
- ※⑪については、構想段階であり、提出困難な場合は、設置概要書（様式4）の特記事項にその旨を記載の上、提出不要とします。
- ⑫ 法人登記簿謄本（申請日以前3ヵ月以内に発行されたもの）
 - ⑬ 直近3年分（2021～2023年分）の法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税の各納税証明書の写し

【書類の綴り方】



※③～⑤（様式5～7）は、法人名等、応募者（参加者）が分かる表示は一切しないでください。

※⑥と⑦（様式任意）は、法人名等、応募者（参加者）が分かる表示を黒塗り等でマスキングしたもの8組、マスキングのないもの2組提出してください。

(9) プレゼンテーション及びヒアリング日時の通知発送

1 応募地区に対して、応募団体が4団体以上あった場合は、書類にて第一次評価を行い、上位3者までの参加といたします。プレゼンテーション及びヒアリング参加の可否と、参加者については、日時と会場等について併せて通知します。

(10) 評価、採点

「町田市地域包括支援センター運営事業者選定に伴うプロポーザル評価委員会」（以下「プロポーザル評価委員会」という。）が提出書類の内容を、評価基準に基づき採点し、総合的に評価します。

書類審査及びプレゼンテーション並びにヒアリングの結果、基準得点が配点合計の6割に達し、担当地域のうち最も合計得点が高い応募者を候補事業者とし、地域包括支援センター運営協議会を経て正式に決定します。

また、書類審査及びプレゼンテーション並びにヒアリングの結果、最低水準の確保が必須となる事項が含まれる評価項目（以下、「最低水準評価項目」という。）において、評価委員の過半数が最低評価を行った項目がある場合は、候補事業者として選定しません。

なお、複数の応募者が同一の得点で最上位となる場合は、以下の順により、候補事業者を決定します。

- ① 市が重要であると認める評価項目に限定し、その合計得点が上位の者。
- ② ①において同一の得点となる場合は、「くじ引き」により決定します。

募集地域に対し、応募者がいない場合、または全ての応募者が候補事業者としての得点等を満たさない場合は、候補事業者なしとし、再度公募します。

評価項目及び評価視点は下表のとおりです。

1 (2)、(3)、3 (1)、(5)、(6)、(8)、(9) を最低水準評価項目として評価します。
また、1の全て、2の全て、3 (1)、(2) を市が重要であると認める項目として評価します。
なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

評価項目		評価視点	配点
1 法人概要	(1) 運営実績	地域包括支援センター等の運営実績があるか。	30
	(2) 設置計画	①設置場所は地域住民にとって分かりやすく、利用しやすい場所であるか。 ②あんしん相談室は運営方針に基づいて設置を計画されているか。(3つの要件のいずれかを満たしているか)	
	(3) 財務状況	安定的・継続的に法人運営が可能な財務状況か。	
2 事業計画	(1) 総合相談支援業務	総合相談支援業務について、地域のワンストップサービス拠点としての機能を果たすための具体的な取り組みが示されているか。	90
	(2) 権利擁護業務	高齢者虐待や権利擁護に関して十分な認識があり、具体的な対応方法が述べられているか。	
	(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域のケアマネジャーへの支援に関する具体的な取り組みが示されているか。	
	(4) 地域ケア会議	地域の課題を関係者と共有し、解決に向けて取り組むための体制が具体的に示されているか。	
	(5) 在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療・介護事業者とのネットワーク構築のための取り組みについて具体的に示されているか。	
	(6) 生活支援体制整備事業	介護予防・生活支援に関する地域の社会資源やニーズの把握と地域課題の解決に向けた具体的な取り組みについて示されているか。	
	(7) 認知症総合支援事業	認知症になっても自分らしく暮らせる地域づくりの推進のための、事業の取り組みが示されているか。	
	(8) 介護予防ケアマネジメント	利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援のため、適切なサービスの提供や社会資源の紹介を行うことについて具体的に示されているか。	
	(9) 地域介護予防推進業務(一般介護予防事業)	介護予防・フレイル予防の普及啓発や、地域の多様な社会資源を活用した高齢者の社会参加の場づくりと活動の継続支援を行うための取り組みについて、具体的な取り組みが示されているか。	
3 管理・運営	(1) 運営方針	①地域包括支援センターの設置目的と基本機能を理解しているか。 ②公正・中立性を担保するための具体的な取り組みが示されているか。	60
	(2) 職員体制	①3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)の連携について具体的に示されているか。 ②法人として職員の離職率を最小にするよう労働環境等の向上に取り組んでいるか。	
	(3) 人材育成	資質向上のため独自の研修体系や人材育成計画を整えているか。	
	(4) 評価・見直し	定期的な事業評価を行い、業務改善を実施する仕組みがあるか。	
	(5) 個人情報管理	個人情報の管理方針を明確に示し、マニュアル作成や職員に対する研修等を行っているか。	
	(6) 事故防止	事故防止のための方策、事故発生時の対応手順等について具体的に定められているか。	
	(7) 苦情対応	苦情対応について迅速に対応できる仕組みが整備されているか。	
	(8) 防災・災害対策	訓練の実施や日常的な防災対策、及び災害時の対応手順について定められているか。	
	(9) 緊急対応	休日・夜間の連絡体制は整っているか。 緊急対応の事例を想定し、対応方法・手順を定めているか。	
	(10) 広報	業務の内容や実施する講座・イベント等について、地域住民や事業所に周知する方法が示されているか。	

* 現在町田市地域包括支援センター運営事業を受託している事業者については、上記の配点のほか、2020～2023年度の地域包括支援センター事業評価の結果に応じ、基準得点の5%を上限として加減算します。

(1 1) 結果通知、結果公表

プレゼンテーション・ヒアリング参加者全員に電子メールで「プロポーザル評価結果通知書」

を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(1 2) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者といきいき生活部高齢者支援課とで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(1 3) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(1 4) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

7 その他留意事項

(1) 応募する担当地域内に、地域包括支援センターの設置及びセンターの窓口として、あんしん相談室を置くことが必要です。

(2) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

(3) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

(4) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。

(6) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、町田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。

(7) 提出された書類は一切返却いたしません。

(8) 受託事業者の選定後又は業務開始後であっても、応募内容と実際面で重大な乖離があった場合は、選定結果を取り消し、次順位の法人を受託事業者とする場合があります。その際の費用弁償には一切応じません。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市いきいき生活部高齢者支援課地域支援事業推進担当（町田市役所1階）

所在地：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話：042-785-5199

FAX：050-3101-6180

e-mail：mcity6800@city.machida.tokyo.jp